

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	21	担当課	保健福祉課
法令名	愛媛県公の施設の設備及び管理に関する条例	根拠条項	8	不利益処分の種類	衛生環境研究所の使用の許可の取消し	
<p>(違反行為に対する処置)</p> <p><b>第8条</b> 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設をき損し、若しくは滅失した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。</p> <p>愛媛県立衛生環境研究所管理条例</p> <p>(使用の制限及び許可の取消)</p> <p><b>第5条</b> 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第2条の依頼に応ぜず又は使用を許可せず若しくはその許可を取消することができる。</p> <p>(1) 試験等の施行上危害の生ずるおそれがあるとき又は施行が困難若しくは不可能なとき。</p> <p>(2) 建物並びに附属物をき損し又はき損するおそれがあるとき若しくは管理上支障をきたすおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) この条例に基く指示に違反したとき。</p> <p>(4) その他知事が研究所の運営上必要と認めるとき。</p>						